

大分県報

令和八年
第七四七号
十月二十日

（火曜日）

目次

告 示

大分県商品流通調査の実施	一
土地改良法による換地計画の決定及び縦覧（県営事業）	一
指定予定保安林	一
指定漁船調査の縦覧	二
急傾斜地崩壊危険区域の指定（三件）	二

○告 示

大分県告示第四百十四号

大分県統計条例（平成二十一年大分県条例第十四号）の規定に基づき、大分県商品流通調査を次のとおり実施する。

令和八年十月二十日

大分県知事

佐

藤

樹

一 郎

一 調査の目的

大分県産業連関表を作成するための基礎資料を得るため、県内の製造業事業所における製品の県内外別出荷先等を調査し、本県の製品の流通状況を把握することを目的とする。

二 調査事項

令和七年一月一日から同年十二月三十一日までの一年間における次に掲げる事項

製造品の自工場生産額、自工場消費額、輸出处荷額、国内（県内）向け出荷額、国内（県外）向け出荷額及び在庫額

三 調査の範囲

日本標準産業分類の大分類「製造業」（生コンクリート製造業を除く。）のうち、別に定める「商品流通調査品目例示表」に掲げる品目を生産する事業所

令和八年十月二十日

四 調査の期日

令和八年十一月二十七日

五 調査の方法

別に定める調査票を用い、事業主の自計申告とする。

大分県告示第四百十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営経営体育成基盤整備事業の施行に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

令和八年十月二十日

大分県知事

佐

藤

樹

一 郎

地 区 名

縦 覧 期 間

縦 覧 場 所

下今地区

令八・一〇・二〇から
令八・一一・九まで

竹田市役所

大分県告示第四百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和八年十月二十日

大分県知事

佐

藤

樹

一 郎

一 保安林予定森林の所在場所

国東市国東町成仏字赤根川二九一五番、二九一六番、二九三二番、二九三四番一、二九三四番五、二九三五番一

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施設要件

（一）立木の伐採の方法

- 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

大分県報（告示）

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県東部振興局並びに国東市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第四百十七号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号。以下「施行令」という。）第五条第一項の規定により、次の一のとおり漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、施行令第五条第三項の規定により、当該届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧に供する。

令和八年十月二十日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

国東市国東町東堅来八十七番地

濱松 豊信

国東市国東町富来浦二千七百七十一番地

末廣 康德

国東市国東町富来浦二千二百八十番地

清國 哲司

2 加入区

富来加入区

3 法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

大分県漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

令和八年十月二十日から同年十一月三日まで

2 縦覧場所

(一) 大分市府内町三丁目五番七号

大分県漁業協同組合事務所

(二) 国東市国東町富来浦二千七百四十四番地二百三十九

大分県漁業協同組合くにさき支店事務所

大分県告示第四百十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として、次のとおり指定する。

令和八年十月二十日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

指定区 域の名 称	所		在 地 番 又 は 区 域
	市町村	大字	
伊与床	大分市	端登	山下及び 甌山
6			次の一点から二点までを順次結んだ線及び一点と 二点を結んだ線に囲まれた土地の区域 一点 北緯三三度〇五分四三秒八七六二 東経一三一度三七分一三秒九六〇四 二点 北緯三三度〇五分四三秒一一一五 東経一三一度三七分一四秒九一五三 三点 北緯三三度〇五分四二秒五八八五 東経一三一度三七分一七秒六三四一 四点 北緯三三度〇五分四〇秒八六一一 東経一三一度三七分一九秒六八一七 五点 北緯三三度〇五分三八秒三二六三 東経一三一度三七分一九秒六六七三 六点 北緯三三度〇五分三七秒六八三〇 東経一三一度三七分一八秒六八一〇 七点 北緯三三度〇五分三八秒二三四五 東経一三一度三七分一七秒一五九〇 八点 北緯三三度〇五分三八秒三八三八 東経一三一度三七分一六秒二九七七 九点 北緯三三度〇五分四〇秒九二一二 東経一三一度三七分一六秒〇三七〇 一〇点 北緯三三度〇五分四一秒〇一六五 東経一三一度三七分一四秒七六八七

一点 北緯三三度〇五分四〇秒四六〇三 東経一三一度三七分一三秒八四一〇 一二点 北緯三三度〇五分四一秒八六一七 東経一三一度三七分一三秒一四六五

~~~~~

大分県告示第四百十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として、次のとおり指定する。

令和八年十月二十日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

| 指定区域の名称   | 所在地 | 地番又は区域                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-----------|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一尺屋<br>上浦 | 大分市 | 宮ノ上及び瓦崎                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|           | 大字  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|           | 字   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|           | 在   | 次の一点から五点までを順次結んだ線及び一点と五点を結んだ線に囲まれた土地の区域並びに六点から一四点までを順次結んだ線及び六点と一四点を結んだ線に囲まれた土地の区域<br>一点 北緯三三度一二分〇二秒七六三七<br>東経一三一度五一分二九秒九九〇一<br>二点 北緯三三度一二分〇一秒九〇五九<br>東経一三一度五一分二八秒五一八四<br>三点 北緯三三度一二分〇〇秒九九六七<br>東経一三一度五一分二五秒八六〇四<br>四点 北緯三三度一二分〇四秒〇八四五<br>東経一三一度五一分二六秒八五六九<br>五点 北緯三三度一二分〇三秒二六六七<br>東経一三一度五一分二九秒四八三四<br>六点 北緯三三度一二分〇〇秒〇九六六<br>東経一三一度五一分三一秒三〇九八<br>七点 北緯三三度一二分〇〇秒〇七九一<br>東経一三一度五一分三一秒一三三九<br>八点 北緯三三度一分五九秒六三六八<br>東経一三一度五一分二九秒六六五六 |

|                                                                                                                                                                                                                                                            |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                                                                                                                                                                                                                                            |
|                                                                                                                                                                                                                                                            |
|                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 九点 北緯三三度一二分〇一秒〇七一三<br>東経一三一度五一分三〇秒〇七五五<br>一〇点 北緯三三度一二分〇一秒六〇八六<br>東経一三一度五一分三〇秒三四二一<br>一点 北緯三三度一二分〇一秒五六五八<br>東経一三一度五一分三〇秒五七二七<br>二点 北緯三三度一二分〇一秒三六一六<br>東経一三一度五一分三〇秒六二六四<br>三点 北緯三三度一二分〇一秒一四四二<br>東経一三一度五一分三〇秒七八四一<br>一四点 北緯三三度一二分〇一秒一五九二<br>東経一三一度五一分三一秒二九二一 |

~~~~~

大分県告示第四百二十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として、次のとおり指定する。

令和八年十月二十日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

指定区域の名称	所在地	地番又は区域
土持平	日向市	北向
	大字	
	字	
	在	五六二番二の一部（標柱二号と三号を結んだ線の西側の部分）、五六二番三の一部（標柱二号と三号を結んだ線の西側の部分）及び五六三番一の一部（標柱四号と五号を結んだ線の北側の部分） 五八五番一の一部（標柱五号と六号を結んだ線の北側の部分）、五八六番一、五八六番二、五八七番、五八七番二、五八八番、五八九番一、五八九番二、五九〇番一の一部（標柱二号と三号を結んだ線の西側の部分）、五九〇番二の一部（標柱二号と三号を結んだ線の西側の部分）、五九〇番三の一部（標柱二号と三号を結んだ線の西側の部分）、五九〇番四、五九〇番五の一部（標柱二号と三号を結んだ線の西側の部分）、五九一、五九二

	これらの土地に伴う国有地等無番地の全部	番一から五九二番三まで、五九三番一から五九三番三まで、五九四番の一部（標柱一号から三号までを順次結んだ線の南側の部分）、五九九番一の一部（標柱一号と二号を結んだ線の東側の部分）、五九九番二、六〇〇番一の一部（標柱一号と二号を結んだ線の東側の部分）、六〇〇番二、六〇〇番三、六〇一番一の一部（標柱一号と二号を結んだ線の東側の部分）、六〇一番二の一部（標柱一号と二号を結んだ線の東側の部分）、六〇一番七の一部（標柱一号と二号を結んだ線の東側の部分）、六〇一番八、六〇一番九、六〇二番二、六〇四番、六〇四番二、六〇四番三、六〇五番、六〇六番一、六〇六番二、六〇七番及び六〇八番